

ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める
決議

本年２月２４日からのロシア連邦によるウクライナへの侵略行為は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、武力の行使を禁ずる国際法に違反し、国連憲章にも反するものである。

力による一方的な現状変更の行為は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。

よって、本町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を訴えつつ、ウクライナの主権を支持することを改めて表明し、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに、国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和４年３月１０日

斜里町議会

（提出先）ロシア連邦ウラジミール・プーチン大統領